

令和 8 年第 2 回西郷村議会定例会

議事日程（4 号）

令和 8 年 6 月 1 1 日（木曜日）午前 1 0 時開議

- | | | |
|---------|----------------|---|
| 日程第 1 | 議案第 4 5 号 | 西郷村行政手続条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 2 | 議案第 4 6 号 | 西郷村総合庁舎会議室使用料条例 |
| 日程第 3 | 議案第 4 7 号 | 西郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 4 | 議案第 4 8 号 | 令和 8 年度西郷村一般会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 5 | 議案第 4 9 号 | 令和 8 年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 6 | 議案第 5 0 号 | 令和 8 年度西郷村水道事業会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 7 | 議案第 5 1 号 | 令和 8 年度西郷村工業用水道事業会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 8 | 議案第 5 2 号 | 令和 8 年度西郷村下水道事業会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 9 | 議案第 5 3 号 | 西郷村農業委員会委員の任命について |
| 日程第 1 0 | 議案第 5 4 号 | 西郷村農業委員会委員の任命について |
| 日程第 1 1 | 議案第 5 5 号 | 西郷村農業委員会委員の任命について |
| 日程第 1 2 | 議案第 5 6 号 | 西郷村農業委員会委員の任命について |
| 日程第 1 3 | 議案第 5 7 号 | 西郷村農業委員会委員の任命について |
| 日程第 1 4 | 議案第 5 8 号 | 西郷村農業委員会委員の任命について |
| 日程第 1 5 | 議案第 5 9 号 | 西郷村農業委員会委員の任命について |
| 日程第 1 6 | 議案第 6 0 号 | 西郷村農業委員会委員の任命について |
| 日程第 1 7 | 議案第 6 1 号 | 西郷村農業委員会委員の任命について |
| 日程第 1 8 | 議案第 6 2 号 | 西郷村農業委員会委員の任命について |
| 日程第 1 9 | 議案第 6 3 号 | 西郷村農業委員会委員の任命について |
| 日程第 2 0 | 議案第 6 4 号 | 西郷村農業委員会委員の任命について |
| 日程第 2 1 | 報告第 1 号 | 令和 7 年度西郷村繰越明許費に係る繰越計算報告について |
| 日程第 2 2 | 報告第 2 号 | 白河地方土地開発公社経営状況報告について |
| 日程第 2 3 | 議案第 6 5 号 | 社会資本整備総合交付金事業令和 8 年度施工大清水橋橋梁補修工事請負契約について |
| 追加日程第 1 | 議案第 6 6 号 | 西郷村副村長の選任について |
| 追加日程第 2 | 議案第 6 7 号 | 西郷村監査委員の選任について |
| 追加日程第 3 | 発議第 2 号 | 県道白河羽鳥線と村道 5 1 8 9 号の交差点に信号機設置を要望する意見書の提出について |
| 日程第 2 4 | 請願・陳情に対する委員長報告 | |
| | ・文教厚生常任委員会 | |
| | 請願第 1 号 | 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める請願書 |
| | ・総務常任委員会 | |
| | 陳情第 3 号 | 地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書 |

- 追加日程第4 発議第 3 号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出について
- 追加日程第5 発議第 4 号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 日程第25 閉会中における継続調査の結果について
- 日程第26 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第27 総務常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第28 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第29 文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第30 西郷村議会改革検討特別委員会の閉会中の調査の件
- 日程第31 閉会

・出席議員（１５名）

１番 欠 員	２番 須藤正樹君	３番 山崎 昇君
４番 鈴木昭司君	５番 大竹憂子君	６番 鈴木 修君
７番 君島栄一君	８番 鈴木武男君	９番 河西美次君
１０番 真船正康君	１１番 鈴木勝久君	１２番 藤田節夫君
１３番 上田秀人君	１４番 大石雪雄君	１５番 矢吹利夫君
１６番 真船正晃君		

・欠員（１名）

・欠席議員（なし）

・地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 高橋廣志君	副 村 長 真船 貞君
教 育 長 秋山充司君	総 務 部 長 関根 隆君
厚生部長 相川哲也君	産業建設部長 相川 晃君
教 育 次 長 添田真二君	

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 緑 川 浩	監 査 委 員 事務局次長 佐 川 典 孝
議事・庶務 グループ リーダー兼 監査委員書記 高 崎 聡 之	

◎開議の宣告

○議長（真船正晃君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎追加日程の議決

○議長（真船正晃君） ここで、議案2件、発議1件が追加提案されました。
おはかりいたします。

議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） それでは、議案を配付しますので、暫時休憩いたします。

（午前10時00分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前10時02分）

○議長（真船正晃君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 配付漏れなしと認めます。

◎追加議案の上程（議案第66号、議案第67号及び発議第2号）

○議長（真船正晃君） それでは、追加提案されました議案2件、発議1件につきましては、日程第23の次に、追加日程第1、議案第66号、追加日程第2、議案第67号、追加日程第3、発議第2号とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

追加日程第1、議案第66号、追加日程第2、議案第67号及び追加日程第3、発議第2号を一括上程いたします。

職員に議案を朗読させます。

議会事務局長。

（事務局長、議案書により朗読）

○議長（真船正晃君） 議案の朗読が終わりました。

◎提案理由の説明

○議長（真船正晃君） 続いて、提出議案に対する提案理由の説明を求めます。

村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） おはようございます。

本日追加提案いたしますのは、議案第66号「西郷村副村長の選任について」、議案第67号「西郷村監査委員の選任について」の人事に関する案件2件でございます。

まず、議案第 66 号「西郷村副村長の選任について」のご説明を申し上げます。

現西郷副村長、真船貞氏が令和 8 年 6 月 30 日をもって任期満了となることに伴い、再度副村長として選任いたしたく、地方自治法第 162 条の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第 67 号「西郷村監査委員の選任について」のご説明を申し上げます。

現在、委員であります熊谷光明氏が令和 8 年 6 月 24 日をもって任期満了となることに伴い、再度委員として選任いたしたく、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、本日提案いたしました人事案件 2 件の詳しい略歴につきましては、令和 8 年第 2 回定例会資料、議案第 66 号関係及び議案第 67 号関係をご覧ください。

ご審議の上、ご意見賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（真船正晃君） 次に、発議第 2 号に対する提案理由の説明を求めます。

11 番鈴木勝久君。

○11 番（鈴木勝久君） 11 番鈴木勝久です。

発議第 2 号についての提案趣旨説明を申し上げます。

今回要望する交差点では、小学生を巻き込む人身事故が発生しました。小学生は重症を負い、長期にわたり入院を余儀なくされました。万が一、小中学生が交差点付近を通学していたら、死亡事故が起こってもおかしくない事故であります。

その 1 週間後にも交通事故が発生しました。過去にはドクターヘリを要請する事故も発生するなど、以前から事故の多発している交差点で、重大な事故が起こらないかと危惧する地域住民からの声があります。さらに、交差点付近には小学校があり、小中学生の通学路になっております。判断能力や対処能力が未熟である子どもたちを交通事故から守るためにも、さらにも増して交通安全対策の確保が要求される場所でございます。

今回、信号機の設置を要望する交差点は、県道を西から進入する際には長い下り坂のため、スピードを出やすく、交差点付近に建物があり、村道から進入する車が確認できず、東から進入する際には手前の橋に向かって緩やかな上り坂となっているため、非常に見通しが悪くなっております。

また、村道を北から進入する際には、奥の道が上り坂で、視線が交差点の奥に行ってしまう、交差点に気づかず一時停止をせず進入してしまう車両があり、重大な事故に発展しています。

村・県でも交通安全対策として、交差点のカラー舗装、交差点手前に看板設置等の対策を行ってきましたが、交通事故が一向に減らない状況であります。

この意見書により痛ましい交通事故が起こらないように早急に信号を設置することを強く求め、賛成議員と連署の上、提出させていただきました。

以上をもちまして、提案趣旨説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（真船正晃君） 提案理由の説明が終わりました。

◎議案第４５号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第１、議案第４５号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより電子採決を行います。

議案第４５号「西郷村行政手続条例の一部を改正する条例」、本案に対し表決を求めます。

（ボタン押下）

○議長（真船正晃君） 集計いたします。

（賛成全員）

○議長（真船正晃君） 賛成全員であります。

よって、議案第４５号は原案のとおり可決されました。

◎議案第４６号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第２、議案第４６号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより電子採決を行います。

議案第４６号「西郷村総合庁舎会議室使用料条例」、本案に対し表決を求めます。

（ボタン押下）

○議長（真船正晃君） 原案のとおり可決されました。

◎議案第４７号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第３、議案第４７号に対する質疑を許します。

１３番上田秀人君。

○１３番（上田秀人君） １３番、議案第４７号「西郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について質疑をしたいと思います。

まずはじめに、３月の定例会並びに今定例会においても、一般質問の中で取り上げましたけれども、子ども・子育て支援金の部分がこの議案の中に入ってきていますので、それに関しては全くもって私は賛成できないということを本当に申し上げたいと思います。

今回、気になった点がこの添付していただいた資料いろいろ見ていると、令和１１年度に向けて、県下全域統一するという保険料を統一していくという考えなのか

なというふうに取り取る部分がございます。そこについて、若干気になる点がございましたので、質疑をしたいなと思うんですけれども、各市町村において、これまで国民健康保険というのは独自で動いてきた部分がございます。

その中で、その税のこの資料の中にもありますように、小規模市町村においては財政運営が不安定になり、ひとたび高額な医療費が発生した場合、その市町村の保険料率を急激に引き上げるリスクが高くなるというふうな説明等が書いてあったんですけれども、その保険料に関して、これまで59市町村いろいろ取組をされてきたと思うんです。

まず、1点目伺いたいのが、法定外の繰入れ、この西郷村においては名前言いませんけれども、担当課長だった頃に支払準備基金かな、そこに一般会計から繰入れをして、保険料をなるべく抑えるための策をこうじてきてくれた、そういった西郷村独自の策があって、保険料というのはある程度収まってきましたよね。そういった部分というのは今後どうなっていくのか確認したいと思いますけれども、いかがですか。

○議長（真船正晃君） 厚生部長。

○厚生部長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

法定外の繰入れということで一般会計から繰入れを過去に行っていた経緯はございますが、現在はそのようなことはできない形となっております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） ちょっと聞き方が悪かったなと今思っていますけれども、できないというのは分かるんです。法律でもやっては駄目よとなっていますので、ただ、そういう経緯があって、ずっと西郷村保険料を抑えてきた経緯がありますよね。ところが、それを59市町村一律で今度やりますよといったときに、そういう何というのかな、今までの流れというのはどうなるのかという部分なんです。

それはもう完全無視して、県下統一してしまうということで理解してよろしいですか伺います。

○議長（真船正晃君） 厚生部長。

○厚生部長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

県下統一になった場合、今現在、県内の全市町村につきまして、法定外繰入れは行っていない状況でございまして、統一後も法定外の繰入れについては行われないうようなところでございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 私が言いたいのは、行政って継続だよ。その継続していく中で、西郷村独自にそうやって支援を行ってきた、そういう歴史の下にこの西郷村の国民健康保険というものは成り立ってきたわけだよ、そういったものを一切今度無視するんですかということ伺いたいです。いかがですか。

○議長（真船正晃君） 厚生部長。

○厚生部長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えします。

今まで西郷村独自でやっていた法定外繰入れということでもありますけれども、それにつきましては、今後県が統一されて保険税等を受けてそういう形となりますので、それについて、仮に西郷村が単独で保険税を安くするとかそういったことはできない形になっておりまして、仮に今法定外繰入れなんかを行った場合はペナルティー、調整交付金などでペナルティーも科せられますので、その後、全市町村に迷惑を及ぼすというようなこととなりますので、法定外繰入れはできなくなるということでございます。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今の答弁聞いていて思ったのは、歴史をこれまでの西郷村の長い国民健康保険の歴史をも完全に否定する考えだなというふうに理解をします。では、今まで村が行ってきた支払準備基金とか、基金に繰入れをしてきた歴史がありますけれども、その基金残高というのはこれ、どうなるんですか、今後。伺います。

○議長（真船正晃君） 厚生部長。

○厚生部長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

現在、基金残高ということで、令和7年末では1億4,000万円ぐらい、すみません、詳しく資料、今ちょっと手元に見当たらないのであれなんですけれども、1億4,000万円ぐらいあるんですが、仮に令和11年度に統一保険料となることが決まっているわけですが、それまでの間は激変緩和ということで、少しずつ令和11年度に向けて、帳尻を合わせるといいますか、毎年少しずつ上げる形を取っておりまして、それには保険税を徴収しただけでは納付する金額が足りないという部分も出てきますので、その際には基金を充てるといような形になるところでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 現在、今いろいろ答弁いただいたんですけれども、法律改正が現状に伴っていないというのが今の感想ですよね。さらに伺いたいと思うんですけれども、59市町村それぞれジェネリック医薬品の取組状況、使用状況というんですかね、西郷村においても保険証の袋でしたか、ジェネリック医薬品を希望しますとかってシール貼ってありますよね。

59市町村それぞればらばらだと思うんですけれども、そういったものは今後どういうふうになっていくんですか。そこを最初伺います、いかがですか。

○議長（真船正晃君） 厚生部長。

○厚生部長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

ジェネリック医薬品の推奨ということで、現在、西郷村でも取り組んでいるところですが、医療費削減のために、都道府県統一保険税になった後も、保険事業という形での一環として、ジェネリック医薬品の推奨は全市町村行われる形になるかと思っております。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 私が言いたいのは、いわゆるジェネリック医薬品を使ってくださいよと言っていますよね。西郷では一生懸命取組を促して、私なんかも薬局に行って、ジェネリックであればということでお話をさせてもらった経緯もあります。私はあまり医者に行かないんで、あれですけども、そういった中で、59市町村の中で取組はばらばらだね。そこからも医療費のバランスは崩れているんじゃないかなと思うんですよ。そういったところは今度どういうふうにバランスを取っていくのかというのが一番気になるところ、いかがですか。

○議長（真船正晃君） 厚生部長。

○厚生部長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

保険事業等につきましては、県の指導といいますか施策の下、統一した形で行われていくというような形のものでございまして、医療費の削減、当然努めなければならないところではございますけれども、地域によっては当然、医療機関が少ないところ、多いところございまして、1人当たりの医療費につきましても大小あるわけでございますけれども、そういったものも鑑みて、今では保険税とかで賄われていったわけでございますが、今後につきましては、先ほど議員もおっしゃられました小さな保険者とか、医療費の増大に当たって、財政危機なんかを生じないように、県全体で支え合うという目的の下、統一化されるということでございますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 理解しろと言われても、これちょっと理解できない部分があるなと今思いますよね。

もう一つ考えたいんですけども、いわゆるデータヘルス計画ってありますよね。西郷でも健康寿命を延ばすためにいろんな事業を行っていますよね。それに対して、私は本当に頑張っているなと思うんですよ。ただ、これに関しても、やはりこの59市町村でばらばらですね。

以前も、この議会の中でお話しさせてもらったと思うんですけども、いわき市なんかかなり先進的に取組を行っている。いわき市は市の面積が広いということで、あと自営業者の方も多いということで、特定健診をやられている中で、夜間・休日健診なんかも行っていた経緯がありますよね。そういう話をした私記憶あるんですけども、そういったものは今後どういうふうになっていくんですか。このデータヘルス計画とかという計画は今後どんなふうに進めていくんですか。

○議長（真船正晃君） 厚生部長。

○厚生部長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

データヘルス計画ということで、いろいろな取組の中で、主なものが特定健診という形になるかと思いますが、特定健診につきましては、受診率向上ということで、今現在、どこの市町村も頑張っている現状でございますけれども、それに当たりましても、いわき市のような休日健診とか夜間健診まではいかずとも、ある程度

県下統一の下、特定健診の受診を高め、特定保健指導とかにつなげて、医療費の抑制につなげていくというような形になるかと思います。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 私、今住民健診と言ったんですけれども、特定健診と訂正していただきたいなと思います。

今、答弁を聞いていて、その独自性がどんどん奪われていくなというのがありますよね、その地域性も奪われていってしまうのではないかなと思うんですよ。その地域地域によっていろんな特色があって、それに対応するために、これまでこの国民健康保険というのはいろいろ各市町村で取組をしていってくれたというふうに、私は理解しております。

この西郷村においてもそうですよね。西郷村の現状に合わせていろんな取組をしていってくれて、村民の方の健康維持をしていただく、そしてさらにその次に出てくるのが今度医療費の削減ということで、西郷村も独自に取組をしてくれたというふうに理解しています。

しかしながら、今の答弁を聞いていると、先に医療費削減なんですよ。人の命より健康よりもとにかくお金を削減しようというのが、それしか見えないんですよ。ただ、これ上位法で来ているので、これ以上仕方ないのかなと思うんですけれども、さらに最後に一点伺いたいんですけれども、いわゆる医療機関の充足率、これに関してはどのようにお考えになっているのかなと思うんです。

例えば、県北・県中、あとは会津若松、いわきなんかもそうですけれども、かなり医療機関が発達していますよね。特に県北・県中になると、二次救急、さらには三次救急まで対応されている。では、この西郷村含まれる県南地区はどうなんだとなると、二次救急をやっていますけれども、西郷村で私的二次救急という支援もやっていますけれども、現状でどうなんだ。

以前も、議会の中でお話ししましたがけれども、救急車を要請して、救急車が5分、10分で来てくれて、ところが救急車に乗っても受入れしてくれる病院が見つからない。結局30分も1時間も救急車がそこで止まっている。そういった今現状があるんじゃないですか。そういった医療の格差がある中で、保険料だけ統一するというのは、これどういうことなのかなと思うんですけれども、その辺はいかがお考えになりますか、伺います。

○議長（真船正晃君） 厚生部長。

○厚生部長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

医療費の格差というのは、地域によって、当然医療機関の数とかによって格差があるのは承知しております。県南管内でも医師不足等によりなかなか、ほかの都市部に比べると、医療機関は少ない状況でございますけれども、そのような形もある中ではございますが、取りあえず、県下統一をしてどこの市町村でも同じ税率で、同じような負担でやっていこうというのが統一保険料、統合県下という目的でございますので、そこと統一化を一緒にしてしまうと、なかなか損あるかもしれませんが、現状は

都道府県で支え合っていきたいという趣旨のものでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） これでは、いつまでも繰り返になってしまうんですけれども、いわゆる三次救急体制を受けられる方と二次救急も十分受けられない方の保険料が統一化されていくのはどうなんだ、そこなんですよ、一番は。結局、保険払って医療なしの話になっちゃいますよね。保険料だけは取られるけれども、十分医療保障が受けられない。ところが、県北・県中あたりですと、病院が充実しているので、同じ保険料を払ってもきちんとした医療体制が受けられる、そこに私は矛盾を感じて今回質疑をしているわけです。

その部分に関しては、これは答弁結構なので、村長、医療機関の充実を切に求めているっていただきたいと申し上げて質疑を終わります。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 11番鈴木勝久です。

議案第47号「西郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について質疑いたします。

まず第1に、私ここで疑問を持ったのは、子ども・子育て支援金、これをなぜこの医療保険の中に組み入れて納める、こういうシステムをつくったのか、単純にこれはなぜこれを入れたかというのをお聞きします。

○議長（真船正晃君） 厚生部長。

○厚生部長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

なぜ入れたかというご質問でございますけれども、こちら法律に基づいて実施されているものでございまして、村が実施したところではないので、なかなか答えづらいところはあるんですけれども、国のQ&Aによりますと、先日の一般質問でもございましたが、なぜ医療保険に入れたということでございますが、再度ちょっと読み上げさせていただきますけれども、子育て支援のために新しい徴収制度を一からつくるといことも考えられますが、原則として全ての人が加入する公的医療保険の徴収ルートを活用することで、制度構築のコストを抑えることができる、また公的医療保険では、例えば40歳から64歳の方の介護保険料は医療保険の徴収ルートを通じて保険料が集められ、介護保険に使われる仕組みとなっておりますということで、もう既に介護保険なんかにつきましても、こういった医療保険の仕組みを使って徴収されているようなことでございまして、公的医療保険の財政の負担軽減、制度の持続性を高めることにもつながるなど、公的医療保険にメリットがあるためですということで国のほうではいっているところでございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） これ基本的に子育て加速化プラン、総額3.6兆円をこれから使っていくということなんだと思いますけれども、この子ども・子育て支援納付金の課税額、これから上がりますよね。これはその3.6兆円のどのぐらいの部分占め

るんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 厚生部長。

○厚生部長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

ちょっと詳しいところまではお話はなかなか難しいんですが、国の資料をまたちょっと読ませていただきますけれども、政府は2023年12月にこども未来戦略加速化プランを策定し、総額3.6兆円の子ども・子育て支援の拡充を実施することを決めました。

この財源については、若者など所得を減らすことがないように、既存の予算を精査し、使い残し等の最大限の活用を行うほか、医療介護制度の改革等による国や地方自治体の費用負担の節約や子ども・子育て支援金により確保するというようなことでございまして、この3.6兆円を全て保険税で賄うかどうかにつきましては、ちょっと今現在、詳しい資料はありませんので、答えられないところではございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） これ、注意深く国の政策というか国の国会の関係見ていましたら、政府は自主的、この負担金が生じないと言っている説明を聞いたときあるんです。この保険料が上がる。基本的に今、保険料が大体平均でどのぐらい上がるかという質問を1つしておきます。

これ何か、国民健康保険と健保組合の被用者保険と後期高齢者医療制度被保険者は平均的にすると全然違いますよね、取り方が。後期高齢者医療制度の被保険者にもこれ、負担額があるんですよ。これは今回は、国民健康保険だけですけれども、その全体でさき戻りますけれども、政府は自主的負担を生じないという説明あったんですけども、これどういう意味合いで言ったのか、その辺について説明願います。

○議長（真船正晃君） 厚生部長。

○厚生部長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

支援金を払うのに実質負担がゼロってどういうことなのかということでございますが、こちらも国のQ&Aに載っております。支援金につきましては、社会保障の歳出改革などによる社会保険負担軽減の範囲内で導入することが決定されています。つまり、支援金が新たに賦課されますが、その裏側では社会保障の歳出改革を行い、社会保険の負担を軽減させるため、支援金の負担は相殺される仕組みとなっておりますということで、簡単に言いますと、社会保険料を削減してこちらの支援金が賦課されるということで実質ゼロというような説明となっております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 軽減軽減っていっても、かかるやつはかかるんじゃないですか。それから、これから医療費って高齢化社会になって、医療費はどんどん増えるはずなんです。それ、国は口当たりいいというか、何か皆様に受けがいいか何か分かんないですけども、実質的に増えないとか何か言って、増えない分サービスが下がるんじゃないかと思うんですけども、その辺は政府は何て言って言い訳しているんです

か。これ、同僚議員も言っているように、減るはずないんですよ。医療費は増えるはずなんです。それなのに削減ってどういうことか、その辺はどのように説明されているんですか。

○議長（真船正晃君） 厚生部長。

○厚生部長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

政府は社会保険料削減ということでございますけれども、長期的に全体的に1人当たりの医療費が上がっていくということはもう今後、さらに間違いないかなというように感じているところでございますけれども、政府の社会保障削減改革というのは具体的に何をということでございますが、それに関しましては、現在、国の資料を見ますと、薬価改定、また高額療養費の負担の見直し、また長期収載品の選定療養拡大ということで、これは内容的にはジェネリック医薬品と後発薬品との差額の負担との見直しということで、歳出改革というような内容のものが国のほうでは言っているところでございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） これ、国はもともと30年も何年も前から、この子ども少子化というのは分かっているはずだったんですよ、今まで手を打たなかった。それで、いきなり一気に3.6兆円もの予算を使って、2030年までに何とかしようと言っているんでしょ。危機だということ言っているんですけども、無責任なんです。

これ、集めた金、ちゃんとこの子ども・子育て支援にちゃんとこの上がった分を本当に全て使うのかというのが問題なんですけれども、あとこれをどのように加速化プランの中に入れて、どのようなものに使うか、その辺が分かったら教えていただけますか。

○議長（真船正晃君） 厚生部長。

○厚生部長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

国のほうでは、子ども・子育て支援金については、子育てのための制度に限って使うというようなことで、法律なんかでも明記されておりまして、この支援金、今現在6つの事業といいますか、子育て支援の施策に使っているわけでございますが、1つ目といたしましては、児童手当の拡充ということで、高校3年生まで拡充したというところと、あと3歳児は3万円というようなところで、児童手当を増やしたというようなものがございます。

また、妊娠したときの妊娠届出時に5万円と、出産後にまた5万円を給付するというような内容もございます。あともう一つといたしまして、こども誰でも通園制度ということで、こちらの事業にもお金も使うというようなことでございます。また、手取り10割給付というということで、これはさきの一般質問でもご説明いたしましたけれども、育児休業を取ったときの手取りを大体6割ちょっとぐらいになってしまうものを手取り10割相当に支援しようというような内容でございます。

また、時短勤務の給付ということで、育児休業開けた後に社会復帰というんですか会社に復帰する際に、時短勤務を選択した場合にはその差額を支援しますという話で

ございます。また、自営業者、フリーランス等の方につきましては、年金保険料の1年間免除するというような内容がございまして、こちらの6つの制度にこの子育て支援金を充てるというようなことで、政府のほうは申しているところでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） その制度の内容について、大変お金が子どもを育てるために必要だというのは分かります。でも、もっと必要なのは時間が必要なんです。若い人たちに働かせて、いっぱい働かせて、女性も男性も働かせて、安い賃金で、時間がないと子育てって難しいんです。2人で働いていたらつくろうかという気にもならないし、つくったとしても1人でこんなあれだったら精いっぱいだよねという話になるし、国の政策自体が何か不安視するところもあります。

それはそれで、これは子育て世帯の方に聞いたんですけども、なぜ私たちも一生懸命今、子育て1人目、2人目つくっていっぱい働いているのに、私たちからこういう制度の中だとお金を取るのという話になっているんです。それ以上に、さっき言われましたように、給付というか恩恵は受けるというのは分かっているんですけども、それでも何で私たちにもそういう制度を使って私たちからお金を取るんですか、今一生懸命働いて、子ども・子育て一生懸命しているのにとそんな意見もありましたけれども、そこにはどのようにお答えになりますか。

○議長（真船正晃君） 厚生部長。

○厚生部長（相川哲也君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

子育てしている世帯にもなぜ支援金を科すのかということでございますが、こちらにつきましても、国のほうのQ&Aに載っておりまして、子ども・子育て支援金は独身の方で子育てを終えられた方、また高齢者を含む全ての世代、そして企業の皆様からも拠出をいただき、子育てをみんなで支え合う仕組みでございます。また、このため、子育て世帯の皆様にも支援金を拠出いただくこととしています。なお、支援金は児童手当の拡充やこども誰でも通園制度を通じて子育て世帯に還元され、子ども1人当たり約146万円の給付が拡大となりますということでのコメントがございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 大体分かりました。

でも、高齢者につきましては、高齢者って国民年金で生活していると大変でそれで生活しろといっても無理なんですよね。国は全体的なバランスって取ってなくて、最近思うのには今株なんかも7万円近くになっているし、相変わらずあそこは20%なんですよね。全体のバランスがおかしいんじゃないかというのは思うんですよ。年金だって低過ぎる、何億円とか何十億円とか、下手すると4年前の統計ですけども、100億円以上もうけている人もいますよ、2人いましたよ。そういう人のバランスも取らないで、20%ですよ、株の利益率、税収、税金取るのは。

そういうのを含めて吟味しないで、みんなからこの徴収、確かに次の世代を担う子どもですから、その考えは正しいかもしれませんが、高齢者だって6万円ぐら

いのところで、後期高齢者医療制度のお金を払え、介護費も払え、そして税金も払え、光熱費払え、その中でやっていくのに大変なんですよ。

片やネクタイも締めない、会社にも勤めない人が何十億円、何百億円稼いで、そういう人からは20%ぐらいしか取らない。あの人たちの言い訳分かりますよ。だったら、外国に逃げてやる。逃げたらいいんじゃないですか、そういう人。そのぐらいの強気でもっと税制の見直しをしてほしい。じゃないと、こういうのに納得しないんですよ、一般の市民というか一般の方々は、一律で取るというのに。消費税なんかもそうなんです。一律に取るなんて納得しないですよ。

だから、もっと税制は国の話なんでしょうけれども、直接税、間接税をもっと簡潔にして分かりやすくして取るという方法をしたらいいと思ひまして、私の質問とさせていただきます。

○議長（真船正晃君） そのほかはございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 12番藤田です。

議案第47号「西郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」に反対の立場で討論を行います。

この条例は国民健康保険に子ども・子育て支援金制度が新たに上乗せして徴収する支援金制度です。税でも保険料でもない新たな負担を公的医療機関に抱き合わせて徴収することは納得いきません。国民健康保険加入者の約4割は年金生活者等の無職です。約3割は非正規労働者やフリーランスなどの低所得者が多くを占めています。子ども・子育て支援金は高齢者や子どものいない世帯や軽減措置を受ける世帯でも全ての人が徴収されます。また、子育て支援の上乗せによって、医療保険が高くなります。子育て世帯への支援は重要ですが、その財源は医療保険に上乗せして、物価高騰にあえぐ国民から徴収するのではなく、大もうけをしている大企業や軍事費の拡張をやめ、財源の確保を図るべきです。

高過ぎる国保税は以前から指摘されており、全国知事会や全国の市町村会等からも国保から1兆円投入するように求められています。社会保険料の負担軽減が切実に求められている今、それに逆行するような徴収はやめるべきです。憲法は地方自治の本旨や条例制定権を保障しており、自治体が独自に公費を繰り入れすることは可能となっています。村長は、国に対して本来の目的に反した徴収をやめるよう強く要請するべきです。

以上、申し上げまして反対討論といたします。

○議長（真船正晃君） 反対討論がありました。賛成討論ありますか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより電子採決を行います。

議案第47号「西郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例」、本案に対し表決を求めます。

(賛成多数)

○議長（真船正晃君） 賛成多数であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第4、議案第48号に対する質疑を許します。

6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 6番鈴木修でございます。

議案第48号「令和8年度西郷村一般会計補正予算（第1号）」について質疑させていただきます。

まず1点目として、この補正予算の概要の5ページになりますが、ナンバー12の学校規模適正化事業でございますが、これ令和8年度、令和9年度の債務負担行為で中身が中学校再編の基本構想と基本計画策定支援業務であります。

今年度は基本構想で令和9年度は基本計画の策定という解釈になるかと思いますが、先般の望ましい教育環境の在り方に関する方針に記載されている統合中学校開校までの授業スケジュールを見てみますと、基本構想が令和8年度で、基本計画は令和9年度から令和10年度の2か年で、トータルしますと基本構想・基本計画で合わせて3年間をかけて策定するとスケジュール等ではなっておりましたが、そうしますと通常ですと、2年間の債務負担行為でなく、3年間の債務負担行為になるのかなと思っておりました。整合性がちょっと取れないんですが、これどう解釈すればよいのか伺います。

○議長（真船正晃君） 教育次長。

○教育次長（添田真二君） 鈴木修議員のご質疑にお答えいたします。

先般、お示しさせていただきました今後のスケジュール案の中には令和9年、令和10年ということではございましたけれども、基本構想及び基本計画に係る債務負担行為を令和8年度から令和9年度にかけて設定いたしましたのは、方針の策定後、事業をより迅速に推進する気であるとの村長の意見に基づいたものでございます。具体的には基本構想と基本計画を合わせて発注することで、当初のスケジュールから1年短縮し、効率的に事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君の再質疑を許します。

○6番（鈴木 修君） ただいまの説明で理解しました。要はあのスケジュールは案という形だったもので、それを1年前倒しして迅速にやるということですね。なかなか今まで迅速にやったことがちょっと見当たらなかったもので、了解しました。

それでは続いて2点目でございますが、補正予算の概要の6ページであります。文化センター施設整備費であります。これ事業の目的の欄を見ますと、庁舎開庁に伴

い、施設内にあった課が移動したため、それらの部屋の改修と利便性の向上を図るため、エレベーターの設置を行う設計を委託するとなっています。事業内容は文化センター改修実施計画事業委託一式、一般財源として1, 334万7, 000円、そこにエレベーター設置が入っていると、どうも理解できないんですね。

これ、既に文化センターは、築44年が経過した建物です。課の移動に伴う改修で従来の研修室に戻すだけなら分かりますが、なぜそこにエレベーターが急に必要になったのか伺います。

○議長（真船正晃君） 教育次長。

○教育次長（添田真二君） ただいまの議員のご質疑にお答えいたします。

まず、文化センターの改修につきましては、議員おただしのとおり新庁舎開庁に伴い、事務室として使用していた部屋を本来の研修室の機能へ戻すことが第1の目的であると認識しております。

ご指摘のとおり文化センターにつきましては、築44年が経過しております。ですが、当時時代背景もありまして、当時の設計基準におきましては、ユニバーサルデザインやバリアフリーへの配慮、そういったものが十分に組み込まれておりませんでしたので、今回の改修に併せ、部屋を元の状態に戻すだけではなく、エレベーターを設置し、バリアフリー化を併せて実施することで、住民の皆さんが安心して利用できる施設へと再整理したいという考えの下でございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 6番鈴木修君。

○6番（鈴木 修君） 今の答弁ですと、第1の目的は研修室を元に戻すということ、それだけで私はいいと思うですけれども、なぜ今になってバリアフリー化なのか。先ほども申しましたけれども、もう既に44年たっているわけです。この44年間にバリアフリー化する機会は何ぼでもあったと思うんですよね。それが場当たりの今回、バリアフリーのためにエレベーターを設置する、ちょっと話がおかしいんじゃないですか。

利用者のことを考えて、バリアフリーにするんだったら、この44年間で何ぼでもあったと思うんです。それを今までやっていなくて、今バリアフリーというのは話がおかしいと思うんですけれども、今までそういう機会はできなかったんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 教育次長。

○教育次長（添田真二君） お答えいたします。

先ほど若干説明したんですけれども、やはり44年前ですと、当時の設計基準では今のようにユニバーサルデザインとか、バリアフリーといった考えは十分でありませんでした。時代は昭和から平成、今令和と推移してきておりまして、当時と現在ではバリアフリーに対する社会の認識や行政に求められるものが大きく異なってきておりますので、そのため今回の改修に併せて計画させていただいたものでございます。

以前、エレベーターの費用等を試算した結果、かなりの高額であって、最近はや

っと試算したならばもっと安くできるということで、計画しています。

○議長（真船正晃君） 6 番鈴木修君。

○6 番（鈴木 修君） 要は、44 年前は多分そうだったでしょう。でも、ここ10 年、20 年、バリアフリーというのは全国的にそういう形で公共施設を直すということも理解します。だったら、文化センターが建てられた20 年後にバリアフリー化をやってもよかったんじゃないの、なぜ今なのというところを私は疑問視したところであります。

そして、先ほど安くさせたということなんですけれども、実施設計で1,334 万7,000 円、一般的に実施設計額ってその工事費の10%から15%なんですよね。そうすると、ざっと見積もって工事費は最低でも1 億3,000 万円かかる予定、それぐらいに上がると思うんです。そうすると、今現在、教育委員会のほうで工事費はどれぐらいを見込んでいらっしゃるんですか伺います。

○議長（真船正晃君） 教育次長。

○教育次長（添田真二君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

概算工事費でございますが、約1 億8,000 万円程度になっております。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） ただいま6 番鈴木修君の質疑の途中でありますが、これより午前11 時20 分まで休憩いたします。

（午前10 時59 分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前11 時20 分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き質疑を続行いたします。

6 番鈴木修君の質疑を許します。

6 番鈴木修君。

○6 番（鈴木 修君） 先ほど総額が大体1 億8,000 万円というお話を伺いました。

それでは、その1 億8,000 万円のうち、第1 の目的であります事務室だったところを改修する、要は現状復旧に係る工事の経費は大体どれぐらいなのでしょう。

○議長（真船正晃君） 教育次長。

○教育次長（添田真二君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

概算工事費となりますが、各諸室合わせますと、原形復旧3,000 万円程度と見込んでおります。

○議長（真船正晃君） 6 番鈴木修君。

○6 番（鈴木 修君） 文化センターの現状復旧ですと3,000 万円、すると1 億5,000 万円近く浮くような形になりますね。要は実施設計、そうすると今、1,334 万円、下手すると300 万円から500 万円になるのかなと思っております。それでもやはり、高い感じはしますが、村として村の公共施設全体を管理する中で1 億8,000 万円もかけて本当に文化センターにエレベーターを設置することが

最優先に取り組む必要があるのでしょうか。その感覚を私は疑ってしまいます。

村長はじめ、管理職の方は承知していると思いますが、村の公共施設管理計画ありますよね、その中にこのように記載されています。今から読み上げます。

公共施設を効率的に管理するための村長をトップとして職員一人一人が公共施設のマネジメントを行う意義を理解し、意識を持って取り組むとともに、住民サービスの向上のため、創意工夫を凝らして取り組むものとしますとうたっております。ここで言う公共施設のマネジメントとは、公共施設の総合管理計画、個別施設計画に基づいてそこに示されたことに向けて組織として円滑に運営して成果を出すことだと、そういうふうに私は解釈しましたが、全く今回の文化センターエレベーターの設置は、計画に沿っていない場当たりのとしか思えません。

文化センター以外にも、村内には様々な公共施設が点在しています。教育施設、文化施設、住宅施設、集会施設等、それらの個別管理計画を無視して自ら計画したことを実行せずに、文化センターにエレベーターを設置するとは一体どういうことか理解に苦しむところであります。

他の公共施設の老朽化に伴う安全性を図るのと、文化センターの利便性の向上を図るのと、どちらを優先すべきですか、村長伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 鈴木修議員の質疑にお答えいたします。

まず、計画に基づいた適正な施設管理を求める議員のご意見はまさにそのとおりであります。公共施設マネジメントの根幹をなすものであり、そのご指摘はもっともであると認識しております。また、公共施設における安全性と利便性の優先順位についてですが、いずれも公共施設として欠かすことのできない重要な要素であり、双方を切り離して考えることができません。村の公共施設における老朽化対策や安全性の確保は村が管理責任を果たす上で優先すべき事案であり、個別施設計画に基づき、引き続き着実な修繕や更新を進めてまいる所存であります。

○議長（真船正晃君） 6 番鈴木修君。

○6 番（鈴木 修君） ただいまの答弁で、安全性と利便性、どちらも甲乙つけがたいというようなことだと思うんですが、あえて私はその中でも村として優先すべきはどちらかなんですかということを伺ったんですけれども、私でしたらやはり、利便性向上のために文化センターにエレベーターを設置するより、他の公共施設の安全性を図ることを優先します。

これが、潤沢な財政で、湯水のごとく使えるお金があるのであれば、それは利便性も同時に執行していければ最高なんです。でも、今の状況でいかがなんでしょうかというところなんです。

先ほども申し上げましたが、文化センターは築40年以上が経過しており、老朽化も進んでいます。新庁舎開庁に伴っての改修は理解できますが、この時期にわざわざ多額の費用をかけてエレベーターを設置することが、果たして本当に妥当なんでしょうか。非常に疑問を感じております。

そもそも、エレベーターを設置して、具体的にどれだけの方が利用されるのかも不明確ではないでしょうか。地方自治法に定められた自治体運営の基本原則である最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない、これが常に念頭にあれば、全体に公共施設の状況を踏まえ、総合的に判断すればエレベーター設置という考えにはならないと私は思います。その辺、村長の考えを伺います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 議員のご質疑にお答えいたします。

ご指摘いただきました文化センター改修設計費につきまして、費用対効果や将来の運用面、さらには施設の老朽化状況を踏まえますと、改めて重要な検討が必要であることを認識しました。今回計上いたしました設計内容を一旦精査し、まずは役場事務室として活用していた研修室の機能回復のみを実施していきたいと考えておりますので、どうかご理解をいただきたいと思います。

○議長（真船正晃君） 6 番鈴木修君。

○6 番（鈴木 修君） 今、村長からもう一度、要は改めるという理解でよろしいのでしょうか。一旦、精査するということですので、そして第1の目的であった役場新庁舎建設に伴っての事務所の改修は行うということで、それだけでしたら私は了解しました。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11 番鈴木勝久君。

○11 番（鈴木勝久君） 議案第48号「令和8年度西郷村一般会計補正予算（第1号）」について質疑いたします。

予算書概要の5ページ、観光施設管理事業について質疑いたします。

予算計上額は264万円でございますが、これは遊休施設となっている寄り道売店の一部を修繕するということが事業目的でありますけれども、これ、道の脇にある右側のトイレの前にあるログハウスの売店のことを言っていると思うんですけれども、これをどのようにこれから改修して、その後どのように使うのか、説明願います。

○議長（真船正晃君） 産業建設部長。

○産業建設部長（相川 晃君） 鈴木勝久議員のご質疑にお答えをいたします。

議員、今おただしのように甲子の旧ちゃぼランドの前にあるログハウスの利活用についてとなりますが、今回計上しております金額でございますが、264万円ほど上げておりますけれども、今回の工事及び修繕となりますが、建物内部の床及び内部にある残置物、不要物品等がございます。あわせまして、エアコンの新たな設置を行うための工事費を計上しております。

そして、今後どのようにというようなおただしがございましたが、今後、村としましては、一般並びに企業等に広く公募をかけて、事業者の選定を行っていきたいと考えています。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11 番鈴木勝久君。

○ 1 1 番（鈴木勝久君） 観光施設管理事業、これ、元ちゃぼランド、キョロロン村、これの跡地利用をどうするかという話があると思うんです。この再建計画というのを令和 3 年 1 2 月 3 日全員協議会で発表していただきました。その中には、土地購入までしか書いていないんです。再建計画ですから、あそこは土地を買った後どのようにしていくかというのが本来は目的であるはずなのに、土地を買った瞬間、この再建計画が頓挫している状態なんです。

それで、6 年も 7 年も経過して、それに維持経費が大分かかりましたよね。私、新聞に出したのは土地買い占めにかかった金額が 1 億 4, 0 0 0 万円、管理維持費がこれ 2 年前に出したやつだから 5 年間で 8, 8 0 0 万円、建物を西郷観光株式会社から建物を買った金額が 2, 6 0 0 万円、これを生かしてないんです、今。

やっこの寄り道売店をどうにするかという話は出てきているんですけども、あそこ全体の再建計画、これはどのようにしているかお伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 産業建設部長。

○産業建設部長（相川 晃君） キョロロン村並びにちゃぼランドを含めた一体的な利用について、我々のほうにおいても事業者の選定を進める方針というものを決めて進めてまいりました。事業者の選定を進め、サテライトオフィス誘致の取組を行っている事業者やアミューズメント事業者、また体験型アクティビティ事業者等に声かけ、現況説明を行ってきたところでございます。その中で、唯一現地を確認していただける事業者が見つかり、昨年 1 1 月に現地を案内して、その利活用について検討をしていただいたところでございます。

しかしながら、結果としてはそちらの事業者からの回答としてはちゃぼランド、キョロロン村についての利用は困難であるとの見解をいただいております。これを受けまして、改めて寄り道売店単独で利活用への方針へと修正をし、利用再開を図るため、修繕工事を開始しております。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 1 1 番鈴木勝久君。

○ 1 1 番（鈴木勝久君） 再建計画を立てているのかということなんですけれども、二、三の事業者の声かけをしたということなんですけれども、計画にのっとって予算も立てるし、計画にのっとって行政というのは進めていかないと私は思っておりますけれども、この計画すらないんですか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 私のほうからお答えします。

ちゃぼランド、キョロロン村については、土地購入おとしですね、購入させていただきました。その際、森林管理者との話の中で森林公園として整備していくということで買収させていただきました。

その後、先ほどサテライトあるいはアミューズメントイベント事業者の声かけしましたけれども、今のところ的確な回答は得られないという状況でありまして、まだ今後ともこういった活動はしていきたいと思っております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 私たち去年、議員であそこ見てきたんですよ、総務委員会で。

前回も言いましたけれども、あそこに泥棒が5回入られて、天井はぶっ壊される、配線は全部抜き取られる、トイレ等も陶器類をめちゃくちゃにぶっ壊されて、中がめちゃくちゃな状態なんですよ。

それでも、そこを使用する、例えば業者に見せたら、最初から造り直したほうがいいという回答が出るのは火を見るよりも明らかだと私は思うんですけども、本当にあの施設、2,600万円で買い取った施設、レストラン、それからコテージ類、温泉館、あれを本当に使うと思っていらっしゃるんでしょうか。使えるんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 議員も現地見ていただいたということで、今の施設は本当に老朽化しております。だからこそ、継続が断念ということも一番ありました。議員のおっしゃるようにあの施設、使えるかどうか非常に厳しい状況と私は認識しております。そんな中においても、何か森林公園としての利活用を図っていきたいということで、壊すとなると相当の金もかかるし、いろんな視点を広げていって、その中でどうするかということになります。取壊しもやはり将来的には頭に入れなきゃなんないということもあります。

今回の予算の中では、質疑ですから、今ある施設を村として最大限有効利用したいなということで、始まった仕事でありますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 寄り道についての補正なのは十分承知しております。ただ、全体的に見ないと、せっかくあそこを買い取って、1億4,000万円も出して買い取ったのに、そのままにしておいて、例えばコテージなんかはもうふやけているような状態ですよ、布団ももう使えないでしょうし、だからその時間をかければかけるほど悪いほうにいっちゃうんですよ、産業廃棄物化しちゃうんですよ。そうすると、利用するやつが逆に処分しなきゃならない、そうすると、お金も余計にかかるようになる、いつまでも取っておけないんですよ。

だから、前回申しましたけれども、村長の速やかな決断というか敏速な決断を求めたいと思っているんです。いつまでも業者、業者、今選定中だ、これでは本当にごみ化しちゃうんですよ。その辺もう一度考えて、今の質問なんですけれども、どのぐらいのスパンでやっていくか、もう一回お答え願えますか。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休議いたします。

（午前11時39分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前11時41分）

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君、再質疑お願いいたします。

○11番（鈴木勝久君） 補正の寄り道の260万円からはちょっとそれた感じで全体的なことということで、一般質問化しちゃったんじゃないかというご指摘もありましたので、ただ、私が心配しているのは、全体のやっぱりバランスとか、全体を考えて、ではここはこうするという、そういう方向でいかなきゃそのお金をそこに費やしても無駄になるんじゃないかと、そういう趣旨で説明、質疑いたしました。

続きまして、学校規模適正化事業792万円について質疑いたします。

事業内容は西郷村立中学校再建基本構想基本計画の策定支援事業費として計上されたわけありますけれども、私思うに、まず聞きます。

これ外部委託する費用なんですか、この792万円、この使い道はどのように考えているのか、説明願います。

○議長（真船正晃君） 教育次長。

○教育次長（添田真二君） ただいまのご質疑にお答えいたします。

外部委託する予定となっております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） この適正化検討委員会に、以前1,200万円弱の予算も計上されて、2年前にあったと思うんですけれども、そのお金はもう使い切ったんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（真船正晃君） 教育次長。

○教育次長（添田真二君） その予算については、執行済みでございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 私たちがその予算を賛成したのは、それを含めての話だったと思うんです。こういうふうに次から次から外部委託で予算を上げていくというのは、どういう感覚なのか、私には理解できないんですけれども、この外部委託というのは本当に適正だったんでしょうか、その1,200万円の使い方も私は疑義を感じているんですけれども。本当にこの外部委託しないと、この適正化事業というのは進めていけないんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 教育次長。

○教育次長（添田真二君） お答えいたします。

そのように考えております。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 村には優秀な人材がそろっていないと、そういうことですか。

○議長（真船正晃君） 教育次長。

○教育次長（添田真二君） お答えいたします。

そういうことではございません。やはり、職員に、日々、通常業務を行わせながら、この別の業務をこなしていくのは、なかなか専門性、業務量の多さを鑑み、なかなか自分たちだけの力では難しいためでございます。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休議いたします。

（午前 11 時 45 分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前 11 時 46 分）

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） ただいま質疑の途中ではありますが、これより午後 1 時まで休憩いたします。

（午前 11 時 46 分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後 1 時 00 分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き、議案第 48 号に対する質疑を続行いたします。
ここで、教育次長から発言の訂正の申出がありましたので、許可いたします。

教育次長。

○教育次長（添田真二君） 先ほど、片手間でという表現、不適切でありましたので、訂正させていただきます。

日々、通常業務を行わせながらこの別の業務をこなしていくのは、なかなか専門性、業務量の多さを鑑み、なかなか自分たちだけの力では難しいためと訂正をお願いしたいと思います。

○議長（真船正晃君） それでは、質疑を続行いたします。

11 番鈴木勝久君。

○11 番（鈴木勝久君） 私、その専門性を要するために外部委託というのは、それほど否定はしません。本当に専門性がないと難しい。それに責任もそこについてきますし、継続的に続けていく、それで教育は本当に非常に大切だというのはあるので、慎重にやっていくというのは理解します。

しかしながら、今まで保育所の例、公立から私立にする例も見ましても、今回のこの小・中学校に出しているアンケートも見ましても、全て行く先は今回であれば統合ありきで設問というか質問を考えているし、前回のやつも保育所の件ですと、もう公立から私立になればいいことがいっぱいあるんだと、8,000 万円、9,000 万円お金が浮きて、それを皆様に別な意味で使えるんだと、このアウトソーシングすると必ず行政側について、その目的を達成するために全て動く、そういう意識しかないんです。

ですから、もっと自分たちの地域とか実情とか、そういうものを自分たちで考えて、それをつくっていくというのが、私はなお、よりよい子どもたちに寄り添った基本計画ができるんじゃないかと思います。

実例はいっぱいあるんですよ、全国的にもう 8,000 校以上が統廃合なさっていますから、そのどうやってそういうプロセスに至ったか、統廃合後、どういういい

ところ、悪いところが出たかというのはいっぱいあるんです。私がインターネットを開いても簡単にそういうのにアクセスできて、どこがプラスだったのか、どこがマイナスだったかというのがいっぱい出てきます。

ですから、もうちょっと教育委員会を中心となって、先生方も意見も聞きながら、どうしたらいいんだというのを自分たちで、これは子どもたちに必要だよねというのをつくっていただきたいと思って、何でもかんでも安易に専門家に頼っちゃいけないなと思っています。

もう一つは、専門家は50%真ん中辺で大体決めていくんですよ。ですから、その地域の実情とか歴史とか何か分からないんです。ですから、それに沿った計画書、自分たちでやってみてはいかがでしょうか、教育長、お願いします。どうですか。

○議長（真船正晃君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） 鈴木勝久議員の質疑にお答えいたします。

今、おたしのとおり、地域の実態、そういうものを重々加味して、やはり子どもたちのためにいいものを残してくれたなと言われるような、やはり先人の人たちはいろいろな意味で私たちの思いを酌んでくれたなとそのような学校づくりをしていきたいというふうに思いますので、今、ありましたように、私たちも中心となって、一切任せるわけではなくて、私たちたちが主体となって、地域の方々、学校、子どもたち、そういったご意見を十分に酌み取って、学校づくりを進めたいと思います。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 優先順位、プロセスの順位が、私は以前一般質問で言いましたが、けれども、小学校が先なんじゃないかなと思っています。

小田倉の懇談会に行ったとき、本当に校舎も体育館もそれと駐車場というかその他の空き施設も運動場も、相当狭いし、傷んでいるし、ここの検討委員会にも上がっていったように、4号線沿いなんですよ。非常に危ない地域にあると、もう一つは川谷の体育館も古い。川谷はもう20年、30年前からこういう場に極小規模化の実情に合っていた。何でそういうのがあったのにもかかわらず、そこを手当、課題解決に向かって本気にならなかったのか。

今回みたいに、一斉に中学校も小学校に一斉にやるという、これがまずおかしい問題だと思うんですけれども、もう一回考え直して、中学校じゃなくて、今課題になっている川谷小・中学校とプラス小田倉小学校、なぜこれを先に検討できないのか、その辺もお聞きします。

○議長（真船正晃君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） 鈴木勝久議員の質疑にお答えいたします。

当然、長寿命化を見ましたとおり、やはり小田倉小学校の体育館、校舎もやはり古いことは存じ上げております。また、川谷小・中学校の体育館も古いことも存じ上げております。そういうものも鑑みて、教育委員会の中でも検討をしたわけでございます。

その中でも特にやはり、西郷第一中学校の校舎のことが大きく意識したところでご

ざいます。当然、どこからということも考えていく必要があるということもあって、今回方針の中では、まずは中学校から進めていきたいと思いますというふうな話し合いになったところでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） だから、そのまずはが、説得力ないんです。12学級、18学級の話をしてしまったけれども、一般質問でも。でも、どう見ても優先順位化すれば川谷小・中学校を先に何とか課題を解決するというのが問題で、その後に小田倉小学校だと思うんです。中学校は10年後も500名以上あって、5クラスということは、3クラス、2クラスは本当につくれる状態であるんですよ、まだ。

それだったら、最初にやったこの何というんですか、外部委託でそこも小学校もちゃんと検討したはずです。小学校区で懇談会もやったはずです。ですから、何が課題かというのは分かるはずなのに、それでもなおかつ中学校からこの開いていくというのは、ちょっと私たちには腑に落ちないんですよ。一緒に考えるんだったら100歩譲って分かるんです、その事情。言わないですけども、村長が言った大人の事情。西二中をもしかしたら小田倉小学校に改築支援するとか、そんな話で、どうせなら合併しましょうみたいな話も漏れ聞こえるんですよ。ですから、その事情と小学校を新築する増築すると、新しく耐震にそぐうような安全な学校校舎を造るとか、広い校舎を造るというのはまた別次元で考えるべきじゃないかなと思うんですけども、その辺はこういう基本構想には入れようとは考えないんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） 小学校の件につきましても、同じように皆さんで検討してきたところでございます。そんな中でも、やはり西郷一中の校舎のことが一番優先順位としては進める必要があるだろうというふうなことで、中学校を優先にということで進めてきたところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 繰り返しになりますけれども、西郷は相当広いんですよ。20キロ、14キロの広大な面積を持っていて、そこに人々が日々暮らしています。それを一校にすると、本当に最終的には学校周辺に住宅が集まる嫌いがあるんです、今までの面を見ますと。

だから、これ一般質問でしようと思ったんですけども、これ統廃合によって失敗事例とかがいっぱい書いてあるんですけども、その中で生徒のモチベーションが下がったり、学校の活気が失われたり、限界集落ができたり、5番目に同僚議員が言った不登校問題、いじめ問題、これが発生する嫌いも相当強くなるんですよ、地域愛も失われるし。

ですから、もうちょっともう一回精査して、小規模校のいいところと、大規模校になった場合、そのデメリットもちゃんと村民にお伝えして、それでどうですかと一つ

にするなら、さっき前回の一般質問で言いましたように、検討をこうしますと、送り迎え、通学の問題ですよ、こうしますという結論を出して、これから皆様に公表すべきだと思うんですけども、ここに、もし検討委員会をつくるのであれば、その辺のこともちゃんと文章に入れてやっていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休議します。

（午後 1 時 1 2 分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後 1 時 1 4 分）

○議長（真船正晃君） 答弁願います。

教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） 鈴木議員の質疑にお答えいたします。

この基本構想基本計画の中でも具体的に地域の方や、それから子どもたちからもいろいろご意見入れながら、実施が可能なところを具体的に示しながら構想を立てていきたいというふうにも思っております。

よろしいでしょうか。

○議長（真船正晃君） 1 1 番鈴木勝久君。

○1 1 番（鈴木勝久君） 続きまして、次にいかせていただきます。

その裏のページ、6 ページの文化センター施設整備費についてでございます。

私も今、同僚議員のお話を聞きまして、エレベーターという話びっくりしたんですけども、この発想というか利用者からすれば、これは正しい選択だと思います。そういう方がいらっしゃる。階段で上りづらいという方がいます。ただ、あそこはもう学校教育課が抜けるのであれば、下にそういう足が不自由な方とかなれる施設とか、工夫次第でどうにでもできるんじゃないかなと私は思っていました。

ここで言いたいのは、西郷村、今、不交付団体なっています。前回も言いましたが、これ、村が財政事情がいいからというおごりかもしれないですよ。ちゃんとした計画立てないと、何でも村民の要望にお応えして金を使っていくやり方、適正配置委員会でも全て外部委託にアウトソーシングする。こればかりではないですよ、大切なのは今聞いて理解しましたけれども、相当な数で外部委託になっている嫌いがあります。

ですから、この金の使い方がちょっとどうなのかなというのがいつも疑問に思っていますけれども、これこういうところにも表れてくるんですよ。稼働率どのぐらいあるのかとか、それを使わなくてもいろいろな利用者のために利便性を高めるために工夫できないのかと。すぐ出してしまいますよね、こういうお金。これ見ながら同僚議員としゃべっていたんですけども、子安森の雇用促進住宅、あそこ稼働率 5 0 % ちょっとなんです。ああいうところにも 5 階建てなのに、エレベーターなんか使って

いないんですよ。稼働率、あんな場所がいいところで五十何%なんですよ。3階もちろん、4階、5階は住んでいないんですよ、あんな場所がいいところで。

そういうのも含めて、総合的に考えていったらどうなのかなというのが私の意見なんですけれども、その不交付団体になった西郷は金が潤沢にある、その意識は捨てて、もうちょっと節約というか、必要なところに必要な金を使うという方向、私にはそう見えないんですけれども、村長、これそういうに見えちゃいますよ、どうですかその辺。ちゃんと使うときに使って、使わないときには使わないという、その強弱を発揮していただきたいんです。こういうところに見えちゃうんですけれども、どうですか、村長の考えは。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

不交付団体だからおごりがあるんじゃないかとか、もっと節約とか、金の使い道、当然です。私たちもそれは考えながら常に予算組立てやっております。ただ、ご指摘も先ほど議員のお話ありましたように、施設何でもやろうというんじゃないくて、やはりそれは不便性とか利便性とか、いろいろ耳に入っただけですから、そんな思いもしたことであって、やはり議員の皆さんの意見を聞きながら、これは立ち止まるべきは立ち止まるという、そういう柔軟な姿勢で、何でもかんでもずっと不交付団体とは限りませんので、やはり先も見据えながらしっかり行政運営をしていく、常にそういう意識でありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 信じたいです。今村長が言った言葉を信じたいんですけれども、庁舎建てた後に道の駅を造るって造らないって言ったにもかかわらず、8億円をかけてレストランを造るとか、昨日も言いましたけれども、温泉管を2億1,000万円を出して掘るとか、あれ、昨日失礼な言い方したんですけれども、行政はばくち的行為をするのはおかしいと言ったんですけれども、実際、これ私の発言じゃなくて、一般の村民が言っているんです。

それも聞いて、俺もえっと思ったんですよ。いや、村長は皆様の要望で温泉施設を掘って造ってほしいというから、皆様のご要望にお応えしてやっているんですよ。でも、行政が何でるか分からないやつ、やっかみみたいな話も、失礼、後ろから質疑じゃないんじゃないかと言われたので、これで終わりにしますけれども、ただ見てみると、そういうのがあるんです。

前の村長は、やらないやらないと言われてても、あの人は本当に石橋叩いてもやらなかった人なんですよ。ただ、あの人の一つのあれは、基金の積立てがなかったから一生懸命そこに費やしたとか、将来持続的に行政を運営するためにはそんなにみんなが言うようなやつを全部造ったら、いざ何かあったらどうするんだというやつで、我慢して我慢して、基金からあれから積立てというのをやっていた嫌いがあったんです。

私は何で何もやらないんだといつも言っていましたよ。でも、顧みると、あの人はあの人の信念があって、そんなにいろいろな仕事があるので、できないんじゃないか

とあの人は頑張ったんです、それで信念。褒めているわけじゃないですけども、やることに金をかけるというのは大切なことですよ。

でも、いろんな課題も、村長、さっき言った甲子の問題、進行の問題、あれをどうするんだというのもいろいろ残っているやつで、次から次から新しいものをこういうふうに使っていくというのは、最近我々が今度造れじゃなくて、ブレーキ役になって、いやそれはちょっともうちょっと考えたらいいですかって、そういう雰囲気になってきちゃったんですよ。

ですから、その辺を慎重にもう一度精査して、有効な税金の活用をお願いして、私の質疑とさせていただきます。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 14番、2点ほど質疑したいと思います。

1点目なんですが、今ほど6番議員が文化センターの実施設計委託料について質疑があった中で、村長はエレベーターを何かつけないような話されたと思うんですけども、別角度ではもう知っている村民がいて、エレベーターが今度文化センターにつくんだよねという話を私されました。

そんな関係で、例えば村長が何かの会で、エレベーターつく予定があるよという話をしたと仮定します。ところが、していないかも分からない、だけれども、聞いている方がいるとすればどういう、今度聞かれたとき、村長お答えをその村民の方々に説明するのかをお伺いしたいと思います。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 大石議員の質疑にお答えいたします。

私も文化センターに会議で行ってまして、本当に高齢者、階段上がる姿何回も見ていました。本当に気の毒だなと思っておりました。そんな思いもありまして、ある会でぜひ造りたいとお話はさせていただきました。でも、やはり議員の皆さんのそんな意見もありますし、高齢者が上に上がらないような全体的な流れをつくればいいのかということ、今、先ほどの質疑の答弁しましたように、ここはエレベーターじゃなくて、高齢者が不自由しなくて上される全体的なリニューアルのほうがいいのかなということ、考えを改めた次第であります。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 一般質問でも述べたとおり、行政に携わる人たちはやはり村民に夢と希望を与えるんだ、夢を与えるんだ、希望を与えるんだ、老人の方も同じ、子どもたちにも夢を与えなきゃならないと思うんです。ですから、慎重に今は2階建てよりも平屋の建物が人気があるそうです。そういう観点から立っても、この実施設計委託費では慎重に、村長、教育長ともども関係の職員とともに検討していただきたい。それを申し上げてこの件については終わりたいと思います。

2点目の質疑になりますけれども、11ページの区分で委託料なんですね。12委託料、業務委託料で職員研修業務ということで、22万が減額になっております。それで、この業務委託料の研修業務なんですけど、どんな研修だったのかお伺いしたいと

思います。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休議いたします。

（午後 1 時 2 7 分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後 1 時 3 0 分）

○議長（真船正晃君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（関根 隆君） お答えいたします。

職員研修業務のうち 22 万円の減額理由でございますが、職員研修に係る業務委託料のうち、研修会に係る講師謝礼が含まれていましたので、委託料から報償金の予算の組替えになっておりまして、内容的には A E D の研修になります。

以上です。

○議長（真船正晃君） 14 番大石雪雄君。

○14 番（大石雪雄君） 予算の金額も、また項目も、私はあまり関知しなかったのですが、研修の重要性というか、職員の方もどんどんこれは研修といってもまた心臓関係のだということなので、違う話でいうと、研修をこれから職員の方々はまた別角度で多く取り入れたほうがいいと思うんですね。いろんな O A 機器もありますけれども、もちろん A I もあるけれども、目で見える研修は本当に必要だなとそのように私は思うんですね。

この研修に関して、ちょっとかけ離れているんじゃないかという言葉言いたい方もいると思うんですが、私が何期目でしたか、北海道に学校の研修に行きました。本当に少数の学校で、それこそ今言っているように統合か廃校しなきゃならないような学校だと思います。それで、視聴覚室から何から広いです。なぜ体育館も広いんだという、夜間は社会教育施設に使っているんです。

それは本当にその研修の成果の一つにもなりますけれども、もっとでっかい話があるんです。それは、熊倉小学校です。熊倉小学校が話がまとまらないで、どうにもこうにもしょうがないときに、その小学校が熊倉小学校と同じ造りなんですね。それで、外壁はれんが造りですから、色合いは全然違うんですね。でも、形は見てのとおり時計台がついていました。だから、時計台ついていて、西郷村にないような時計台何してついているんだという人もいると思うんです。

あれは北海道のそのまんまの図柄でレンガがつかないだけの学校なんだって、いつも私あれ見ると、研修は必要だと、職員は特に研修をしていただいて、先ほども言ったように、デメリットを少なくメリットを多くするためには、やっぱり外部を見ないと駄目ですね。

議会も何か難しいことばかりいって、研修をなかなかできないと何か勘違いしているんじゃないかと、ですから、議会ができないんだから、職員に村長、どんどん予算

つけて、この研修はしたほうがいいんじゃないかという職員から上がってきた研修に惜しみなく未来を担う子どもたちのために、希望と夢を与えてあげられるような職員になっていただけるように、なっているでしょうけれども、そのような考えでいるものですが、村長いかがなものでしょうか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

全国に1,700から自治体ありますけれども、私自分で言うのおかしいんですけども、うちの職員よくやっているとします、本当に。というのは、大きい自治体ほど分業化して仕事が専門職になって本当に楽といったら失礼なんですけれども、一方で失礼ですけども、小さい自治体はそれなりのということ、西郷村はどうかというと、今おかげさまで本当に人口増加も含めて進んでいますよね、本当にどこ行ってもうらやましがられる、そういう自治体であります。

そういう中で、今おっしゃったように、職員の研修、やはり外へ出て学ぶということとは必要だと思っております。私はいつも3つのP、何回も言っていますが、パッション、プライド、ポジティブ、そのことを常に思いながら、職員も勉強しなきゃならないと思っておるので、できるだけ研修して見聞を広めてそれを生かして、村をさらに前進させたいという思いであります。

○議長（真船正晃君） 14番大石雪雄君。

○14番（大石雪雄君） 付け加えて、村長の答弁、私は納得していますが、結局、ちっちゃな器にいたらちっちゃいまままで終わっちゃうんです、やっぱり。やっぱりそういう意味では、前回、委員長のお骨折りですばらしい学校を見させてもらって、そして静岡では飲んだこともないコーヒーを飲んで、こういうコーヒーもあるんだという意識に立ちました。ところが、今度白河の複合施設ですか、そこにそのコーヒー屋さんができるみたいなんです。わざわざ道の駅につくったらいんじゃないかと言っていたコーヒー屋さんが複合施設の中にできるって、私聞いたときびっくりしました。

そういうふうなことも、若手の職員から提案があったりして、私も聞いていました。でも、私はこの場で夢と希望を話しする以外は何もできないから、そういう観点からいっても、やはり何かをつくる、例えば直売所を造るときは、日本のニーズに沿った、そしてどんな人がどんな好みなんだということまでも、職員の人が幅広い道の駅に研修に行ったり、また、そういう施設のある庁舎を見に行ったりしないと、ただただ立派な庁舎だなんて終わっちゃっても、ちょっと物足りない、そういうことで、これからも村長、直売所の関係からいろいろあるものですから、若い職員にぜひ元気あっぷむらとか、温泉とか何回も何回も、第3セクターでやっていると思うので、経営者がもう入替えになったりして、そういうところとか、鬼怒川の温泉街を見てくるとか、あとは塩原の温泉街を見てくるとか、そういう研修をどんどんさせていただけるような方法をお願いして、私の質疑は終わりたいと思います。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 12番藤田です。

議案第48号に対しての質疑を行いたいと思います。

補正予算の概要というところの6ページ、既にこれ、先ほど午前中、6番議員から見直しのお話が出て、村長からも改めて精査し直して検討したいということなので、これは私も理解はしますが、私、議員なり立ての頃から図書室を階段上っていかなくちゃいけないということで、1階に戻すべきだということで、2008年にこれ一般質問しているんですけども、2010年もやっています。

その当時の教育長は、文化センター2階にある図書室を利用しやすい場所に位置替えを考えています。これ2008年に教育長が答弁しているんですけども、それからそのまんま今の状態にあるわけです。ただ、今回文化センターの利活用ということで話が出たので、高齢化社会にとっては、エレベーターは必要なものかなとは思いますが。

しかしながら、その前にまず、あそこの図書室をやっぱり1階に降ろすべきなんじゃないですかね。もう一回再考するということなので、ぜひそれは外していただきたいと、図書室はご存じのように幼児からお年寄りまで多くの方が利用しますので、今まで本当にお年寄りの方、2階の図書室に行くことが困難な状況でしたので、それを考慮するためにエレベーターをつけるといったかどうか分からないんですけども、それにも何よりもやっぱり老朽化で44年建っているわけでしょう。あの部屋、図書室今使っている本類がたくさんあるわけで、相当な重量があそこにかかっていると思うんですよ。

ある職員が、下で働いている職員、地震来るととても怖くてあそこに入れないうんですよ。いつ降りてくるか分からないので、そういったこともあるので、ぜひ再度再考するならば、図書室は1階にそうすることで、今回の平面図というかそういうのも初めて見せてもらったんですけども、そうすると幼児系のやつは1階に置いて、ほかのやつは今までの2階に置くというような設計になっていたんで、それだとちょっと、せっかくこういった機会なので、これを逃がすとまたずっと2階今のまま、例えばエレベーターできたとしてもですよ。

そういった意味で、そこだけはぜひ直してほしいと思いますので、今、村長にそういった考えがあるかどうかは別にして、ちょっと考えをお伺いいたします、話を聞いてのね、頭あるのかどうか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 1階に図書館というお話ですけども、2008年に2階が有効だというお話ししたらいいんですけども、それも含めて、本当に使いやすい図書室でなければならないと思いますので、それも併せて検討していきたいと思います。

○議長（真船正晃君） 12番藤田節夫君。

○12番（藤田節夫君） 村民が使いやすい、今回みたいに私も全然その設計図を見ないで、昨日一昨日かな、担当部長に見せていただいたならば、またこの図書室2階なの、なぜ1階に置かないのとびっくりしたんですけども、その辺も参考にして改めてそういう場合はお願いしておきたいと思います。

以上です。質疑終わります。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 13番です。

議案第48号について質疑をしたいと思います。

まず最初に、1点確認したいんですけども、財政法ってありますよね。この財政法の中で、私の記憶が間違っていなければ補正予算について規定があったと思ったんです。これ何条だか先ほどからずっと思い出せているんですけども、この補正予算については災害対応や景気対策など、当初の予算で編成時点で想定できなかった場合に限って、補正できなかった事情に対応するために補正をするとなっていると思うんですよね。

それをちょっと今確認していただきたいなと思うんですけども、確認している間に次の質疑に入っていきます。

まず、1点目としまして、第7款商工費、第1項の商工費の中で話しやすいのが、この補正予算の概要ということで添付資料頂いたんですけども、これの5ページのところに今言った第7款の商工費、第1項の商工費がございます。

この事業目的の中で、施設を利用し事業を行う事業者団体を募り、貸し出すことでありますよね。そのために、何か改修するよ、中を清掃してエアコンの設置をしますよという話なんだけれども、これって逆なんじゃないですか。要するに使う方を選定をして、どういう使い方をするのか、それを伺って、あとその利用される方、使われる方に対して自己負担を求めながらカスタマイズするのが本当なんじゃないかなと思うんですけども、その辺いかがお考えになりますか、伺います。

○議長（真船正晃君） 産業建設部長。

○産業建設部長（相川 晃君） 上田秀人議員のご質疑にお答えいたします。

この件につきましては、令和7年3月定例会の一般質問において上田議員よりおただしを受けております。その際に、公募をするのが先ではないかというようなおただしをいただいております。

今回上げております予算につきましては、必要最低限の床の塗り替え並びに使用不可となっておりますエアコンの設置工事を上げるとともに、中に置いてあります残置物ですね、全所有者が使っていた、そういうものの撤去ということで計上させていただいております。

公募をかけるに当たっては、公募が来まして決まった段階においては、やる方との協議の中で進めていきたいとは考えております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今答弁いただいたんですけども、確かに私、一般質問の中でこれ触れていますよね。あそこをそのままにしておくのはもったいないんじゃないか、なるべくうまく活用したらいいんじゃないかという話をしましたよね。なぜそういう話をしたのかという背景もありますけれども、あそこでコーヒーを提供したいという

話を近所の人から聞いたことあるんです。

私も施設で頼まれてちょっと調理をやったことあるんですけども、そのとき非常に使い勝手も悪いし、中も衛生的じゃないというのがあったので、そういった面で一般質問で取り上げたんですけども、例えば私が使う予定ないですけども、私が使うとしたらこの部分はこういうふうにするな、この部分はこういうふうにしたいなという、カスタマイズを自分で考えますよね。

それを受けてやるのが本当なんじゃないかなと思うんです。このエアコン設置の部分以外は中を清掃するということで、確かにあそこ業務用のガス管が露出していたり、古い冷蔵庫が置いてあったり、衛生的じゃないというのは分かるんですけども、そういうのも全部処分するに当たっても、やはり最初に利用される方の希望を伺ってからやるべきだというふうに申し上げておきます。

続いて、その下の学校規模適正化事業について伺いますけれども、これも先ほど来、同僚議員の質疑を聞いていて思ったのは、村のグランドデザインって話が出ましたよね。今、一般質問なり、今日の質疑なりで聞いていたのは、中学校1校、小学校3校という話でしたよね。この中学校1校、西郷第一中学校の校舎がかなり老朽化していると。私もそれは分かっています。

ですから、役場の庁舎より早くそっちが優先なんじゃないのかという話をしましたが、西郷第一中学校の校舎を例えば今、教育長の頭の中とか、村長の頭の中で、どの辺に建てるというような計画というのはあるんですか。それを基に、今回この業務委託をするのか、確認したいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 質疑にお答えします。

どこにっていう今、具体的にそこまでは考えに至っておりません。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 具体的な場所はまだ、考えていないということですけども、答弁の中で少子化がって話をされていましたよね。この少子化に関しては、20年ぐらいからずっと少子化の話が出ています。今、ここに来て超少子化という、話でしたけれども、子どもさんがどんどん減っていて、20年前に当時生まれた子どもさんが今二十歳になっているわけですね、20年前ですから。

その人たちが子どもを持つ年齢になってきたときに、さらに少子化が進んでいる、そういった中で、では村はどういうふうに考えるのかなというところが一番の疑問なんです。そういった基本的な考えもないままに、それを基本構想なり、基本計画を委託するということはどういうことなのかなと思うんですけども、その辺はどういうお考えなんですか伺います。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休議します。

（午後1時51分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後１時５２分）

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） ただいま質疑の途中ではありますが、午後２時１０分まで休憩いたします。

（午後１時５２分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後２時１０分）

○議長（真船正晃君） 休憩前に引き続き、議案第４８号に対する質疑を続行いたします。

１３番上田秀人君の質疑に対する答弁を求めます。

教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） 上田議員の質疑にお答えいたします。

教育委員会といたしましては、令和６年度までの出生の状況やそれまでの施設の状況等を総合的に鑑みて、１０年後の学校の在り方というものを検討してまいったところでございます。

○議長（真船正晃君） １３番上田秀人君。

○１３番（上田秀人君） ただいま答弁いただいて、その１０年後の状況を想定してということですね。同僚議員の一般質問の中で公共物の耐用年数というんですかね、その使用期間というんですかね、それが計画で８０年とかってなっていましたよね。そういう長いスパンで物事考えていく必要があるのかなと思うんです。

先ほども言いましたように、今少子化の子どもさんたちが子どもを持つような年齢になってきている。だから、さらに少子化が進むんじゃないかと思うんです。この先本当にどうなるかというの分からない。反対に、もしかすると何らかの策があって、一組のご夫婦が子どもを持てる夫婦が今、１人しか産んでいないような状況から反対に、子ども４人も５人も産むような状況になるかもしれない。

この見極めというのは、本当に難しいだろうなと思うんですよね。ですから、本当にこれ注意深くやっていかなきゃいけない話だなというふうには思います。その中で、この計画を立てていく中で、果たしてこの業務委託というのは本当、どうなのかなって私思うんです。これによって上がってきた成果に考えが何というのかな、左右されるというのかそれにその成果物でずっと押されていってしまうんじゃないかなというのがあるんですよね。そういう心配もしているところなんです。

これ、経済学の言葉で合成の誤謬ってありますよね。部分的には正しい判断をしても、全体に当てはめると、結果として間違ってしまう。そういう言葉がありますよね。例えば今経済が大変なので、節約します。私が節約する分には構わないんですよ。私が節約します。それをみんなが節約していたら経済が余計疲弊してしまう、これがいわゆる合成の誤謬という言葉になってくるみたいなんですけれども、ですから、こういう言葉が当てはまってきちゃうんじゃないかなと思うんです。

今少子化で学校も、では数を減らします、中学校１校にします、小学校３校にします、果たして本当にそれで進んでいっちゃっていいのかな。みんなその言葉を聞いたときに、では学校なくなっちゃうんだったら、もう子どもは持たないほうがいいよねとかってなる可能性もありますよね。

そういったこともいろいろ検討しながら、村の方の意見を聞きながら、私以前からこの場で申し上げているように、いわゆる西郷村という大きな地図を広げて今後どういうふうな村づくりをしていくのか、村長も含めてこれ言いますけれども、例えば役場の庁舎というのも今これできたので、あと８０年ぐらいこのまんま使うのかなと思うんですけれども、今動かしようないの。

それでは次は、学校どこに、中学校どこに配置しますか。小学校はではどこに配置しますか。そう考えたときに、今後どういうふうに人が住む場所が変わっていくのかとか、そういった予想しなきゃいけない。そういった予想できるのはやはり村内の方じゃないかなと思うんです。そういったときに、この業務委託をするというのはどうなのかなと思うんですけれども、再度確認しますけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正晃君） 教育長、秋山充司君。

○教育長（秋山充司君） 上田議員の質疑にお答えいたします。

当然、さきの鈴木議員のときもそうでございますが、やはり地元の人たち、あるいは私たちの住む人たちの考え、見通しというものも十分考えを出しながらこのものをつくり上げていくことが私は大切だと思っております。業務委託等ありますが、全てを丸投げではなくて、やはり私たちの思いを入れていくような学校づくりをしていかなければならないと私は考えております。

以上です。

○議長（真船正晃君） １３番上田秀人君。

○１３番（上田秀人君） 多分、これ以上お話ししても同じやりくりになってしまうと思いますので、ここで終わりにしようかなと思います。

先ほど冒頭申し上げましたように、財政法の絡みについて答え出たかな、総務部長。ちょっとお知らせください。

○議長（真船正晃君） 総務部長。

○総務部長（関根 隆君） お答えいたします。

財政法第２９条に規定されているところですが、これは国の財政運営の法律となりまして、地方自治体においては地方自治法第２１８条に補正予算が定義されております。２１８条の第１項なんです、普通地方公共団体の長は予算の調整後に生じた事由に基づいて規定の予算に追加、その他変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調整し、これを議会に提出することができると定義されているところでございます。以上です。

○議長（真船正晃君） １３番上田秀人君。

○１３番（上田秀人君） 思い出しました、今の聞いて。

確かに財政法の２９条ではその規定があって、地方自治法の２１８条、この中に今

の答弁にあった内容だと思うんですけども、私は、それは解釈の仕方かなと思うんです。これ、多分突き詰めていくと、裁判になって最高裁まで行かないと答えは出ないかなと思いますけれども、今回の補正を見ていても思うのは、当初に予算を組むべきだなというものがいっぱいあると思うんです。

ですから、地方自治法の218条の規定だと大丈夫だみたいなことはいいですけども、私から見れば上位法の財政法から見ればこれはアウトだなと思いますので、補正予算の組み方に関しても、今後十分に注意していただきたいなと申し上げて質疑を終わります。

以上です。

○議長（真船正晃君） 15番矢吹利夫君。

○15番（矢吹利夫君） 15番矢吹です。

議案第48号「令和8年度西郷村一般会計補正予算（第1号）」について質疑します。

まず、私も考えていたんですけども、文化センター施設整備費については、これは6番議員が私が聞くところをほとんど聞いていただきました。それで、エレベーター施設については精査するということで理解しました。

そういうことで、今ちょっとちらっと聞いた同僚議員からも出ましたけれども、11番の観光施設管理事業について、私なりに質疑します。

この観光施設、この目的としては現在遊休施設となっている寄り道売店の一部を修繕する、施設を利用し、事業を行う事業者、また団体等を募り、貸し出すことで甲子地区の活性化及び観光振興を図るとうたっております。その中でやはり寄り道売店とって、私のほうからお聞きしますが、まず、普通は借り手が見つかって、どうしても借りたいという人がいれば、その後、修繕して今空いている売店、寄り道売店を貸し出す、そういう方向で進むのが本来筋ではないかなと思いますが、その中で例えば、これ借り手がしばらく何年になるか分からないですけども、しばらく見つからなかった場合はどのような考えでいるのか、担当課にご答弁をお願いします。

○議長（真船正晃君） 産業建設部長。

○産業建設部長（相川 晃君） 矢吹議員のご質疑にお答えをいたします。

今後、公募することとなりますので、もしかしたらその公募に応募がないということもやはり考える必要があると思っております。そうした場合には、先ほど上田議員のご質疑の中にもありましたが、必要最低限の部分において進めておいて、その後は事業者の方の意向等も踏まえて、進めていくべきかなというふうには考えております。

○議長（真船正晃君） 15番矢吹利夫君。

○15番（矢吹利夫君） 再度質疑をしますが、例えば借りる段階に見つかったということであれば、まず1点は無償ということはないと思いますので、まず、テナント料という、また、先ほど部長が申しあげました今の片づけ、いろんなもろもろあってその処分も含んでいるというふうでお聞きしましたので、その中の含めて、敷金とか取るのか、また、何年契約、最低、金かけた割に半年ぐらいで終わっちゃったのではどう

しょうもないですから、それらの契約年数、また、名目としては飲食やるか、物品販売、またあそこですと高山植物とかいろんなのありますから、そういう販売するのか、そういう限定しないで借りていただければ誰でも構わないという考えでいるのか、そこら辺もう一度ご答弁お願いします。

○議長（真船正晃君） 産業建設部長。

○産業建設部長（相川 晃君） お答えをいたします。

テナントの賃料につきましては、無償貸出し、貸付け等は考えておりませんが、甲子地区の観光振興活性化またにぎわい創出等の一助を図るという目的もございますので、あんまりにそのテナント料が高額であってはならないとも考えております。これからの公募となってまいりますので、賃料についてはその修繕等の費用等を踏まえて、検討したいと思っております。

あと、何年契約でやるんだ、また、飲食とか物販、何でもいいのかと言われてしまいますと、何でもいいわけではないと思います。そのテナント借りて、例えば倉庫として使いたいと言われれば、それは甲子地区の振興にはなりませんので、そういうものはやはり避けなくてはいけないと思います。

以上です。

○議長（真船正晃君） 15 番矢吹利夫君。

○15 番（矢吹利夫君） 今、部長の答弁の中で金額は定かな回答はなかったので、金額は幾らで貸すつもりでいるんですか。以前のを参考にしてでもいいですけども、以前は幾らぐらいで貸したんですか。

○議長（真船正晃君） 産業建設部長。

○産業建設部長（相川 晃君） お答えをいたします。

あの建物はもともと西郷観光で持っておりまして、村が貸していたものではございません。テナント料につきましては、先ほども申し上げましたけれども、今後の修繕等を踏まえて金額の算出をしていかなければならないと考えております。

○議長（真船正晃君） 15 番矢吹利夫君。

○15 番（矢吹利夫君） また、はっきりした金額は出ないということで理解していいんですね。その中でもやはり、今回も借り手、片づけとか敷金というのは取ったほうがいいと思うんです。なぜですと、やはり退去したとき、その中の敷金でいろいろと補填して修繕とか、あとの残った器具とかいろんなのを賄うような形で、また借りたのはいいけれども、電気料を使っても夜逃げというそういうのではないと思いますから、きちんとした契約の下でしたほうがよろしいのではないかと思います。

時間も過ぎていきますので、あと、甲子観光の活性化、観光振興を図るということで、私は提言しますけれども、あの店そのものよりコテージ23棟ありますね。それをオーナー選に募って、DIYして自分で直して、ああいうのを活性化、過疎の活性化で今、アウトドアが大分盛んですので、コテージ何とかだんだんと傷んでおりますので、そういうのもひとつ考えて、優先順位をよく吟味してやっていただきたいと思います。

以上で、私の質疑を終わります。

○議長（真船正晃君） そのほかありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより電子採決を行います。

議案第４８号「令和８年度西郷村一般会計補正予算（第１号）」、本案に対し表決を求めます。

（賛成多数）

○議長（真船正晃君） 賛成多数であります。

よって、議案第４８号は原案のとおり可決されました。

◎議案第４９号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第５、議案第４９号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより電子採決を行います。

議案第４９号「令和８年度西郷村介護保険事業特別会計補正予算（第１号）」、本案に対し表決を求めます。

（賛成全員）

○議長（真船正晃君） 賛成全員であります。

よって、議案第４９号は原案のとおり可決されました。

◎議案第５０号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第６、議案第５０号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより電子採決を行います。

議案第５０号「令和８年度西郷村水道事業会計補正予算（第１号）」、本案に対し表決を求めます。

（賛成全員）

○議長（真船正晃君） 賛成全員であります。

よって、議案第５０号は原案のとおり可決されました。

◎議案第５１号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第７、議案第５１号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより電子採決を行います。

議案第５１号「令和８年度西郷村工業用水道事業会計補正予算（第１号）」、本案に対し表決を求めます。

（賛成全員）

○議長（真船正晃君） 賛成全員であります。

よって、議案第５１号は原案のとおり可決されました。

◎議案第５２号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第８、議案第５２号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより電子採決を行います。

議案第５２号「令和８年度西郷村下水道事業会計補正予算（第１号）」、本案に対し表決を求めます。

（賛成全員）

○議長（真船正晃君） 賛成全員であります。

よって、議案第５２号は原案のとおり可決されました。

◎議案第５３号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第９、議案第５３号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより電子採決を行います。

議案第５３号「西郷村農業委員会委員の任命について」、本案に対し表決を求めます。

（賛成全員）

○議長（真船正晃君） 賛成全員であります。

よって、議案第５３号は原案のとおり可決されました。

◎議案第５４号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第１０、議案第５４号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより電子採決を行います。

議案第５４号「西郷村農業委員会委員の任命について」、本案に対し表決を求めます。

（賛成全員）

○議長（真船正晃君） 賛成全員であります。

よって、議案第５４号は原案のとおり可決されました。

◎議案第５５号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第１１、議案第５５号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより電子採決を行います。

議案第５５号「西郷村農業委員会委員の任命について」、本案に対し表決を求めます。

（賛成全員）

○議長（真船正晃君） 賛成全員であります。

よって、議案第５５号は原案のとおり同意されました。

◎議案第５６号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第１２、議案第５６号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより電子採決を行います。

議案第５６号「西郷村農業委員会委員の任命について」、本案に対し表決を求めます。

（賛成全員）

○議長（真船正晃君） 賛成全員であります。

よって、議案第５６号は原案のとおり同意されました。

◎議案第５７号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第１３、議案第５７号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより電子採決を行います。

議案第５７号「西郷村農業委員会委員の任命について」、本案に対し表決を求めます。

（賛成全員）

○議長（真船正晃君） 賛成全員であります。

よって、議案第５７号は原案のとおり同意されました。

◎議案第５８号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第１４、議案第５８号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより電子採決を行います。

議案第５８号「西郷村農業委員会委員の任命について」、本案に対し表決を求めます。

（賛成全員）

○議長（真船正晃君） 賛成全員であります。

よって、議案第５８号は原案のとおり同意されました。

◎議案第５９号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第１５、議案第５９号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより電子採決を行います。

議案第５９号「西郷村農業委員会委員の任命について」、本案に対し表決を求めます。

(賛成全員)

○議長(真船正晃君) 賛成全員であります。

よって、議案第59号は原案のとおり同意されました。

◎議案第60号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第16、議案第60号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより電子採決を行います。

議案第60号「西郷村農業委員会委員の任命について」、本案に対し表決を求めます。

(賛成全員)

○議長(真船正晃君) 賛成全員であります。

よって、議案第60号は原案のとおり同意されました。

◎議案第61号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第17、議案第61号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより電子採決を行います。

議案第61号「西郷村農業委員会委員の任命について」、本案に対し表決を求めます。

(賛成全員)

○議長(真船正晃君) 賛成全員であります。

よって、議案第61号は原案のとおり同意されました。

◎議案第62号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第18、議案第62号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第62号「西郷村農業委員会委員の任命について」、本案に対し表決を求めま

す。

(賛成全員)

○議長(真船正晃君) 賛成全員であります。

よって、議案第62号は原案のとおり同意されました。

◎議案第63号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第19、議案第63号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第63号「西郷村農業委員会委員の任命について」、本案に対し表決を求めます。

(賛成全員)

○議長(真船正晃君) 賛成全員であります。

よって、議案第63号は原案のとおり同意されました。

◎議案第64号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第20、議案第64号に対する質疑を許します。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第64号「西郷村農業委員会委員の任命について」、本案に対し表決を求めます。

(賛成全員)

○議長(真船正晃君) 賛成全員であります。

よって、議案第64号は原案のとおり同意されました。

◎報告第1号に対する質疑

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第21、報告第1号に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

報告第1号についてはこれで終わります。

◎報告第2号に対する質疑

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第22、報告第2号に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(真船正晃君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

報告第2号についてはこれで終わります。

◎議案第65号に対する質疑、討論、採決

○議長(真船正晃君) 続いて、日程第23、議案第65号に対する質疑を許します。

4番鈴木昭司君。

○4番(鈴木昭司君) 4番です。

議案第65号について質疑を行います。

この橋梁の補修工事ということなんですけれども、9,691万円ということで、契約金額載っていたんですけれども、これ例えばなんですけれども、新しくこの橋をかけ替えた場合というのはどのぐらいの費用になるのか教えていただけますか。

○議長(真船正晃君) 産業建設部長。

○産業建設部長(相川 晃君) お答えをいたします。

今回の大清水橋については、村としましてはかねてより橋梁の撤去費用と修繕費用の比較を行ってまいりました。NEXCO東日本との事前協議、また橋梁構造調査等においても、橋梁の撤去には相当の高額費用がかかることを事前に把握していたところでございます。

地域住民の利便性の確保、また経済性を考慮して、橋梁の補修を行うことによる長寿命化措置を選択をいたしました。ただいま議員からのご質疑の新しい橋を架け替えた場合の費用についてでございますが、そちらについては村内の橋梁工事の受注経験のある事業者に問合せをいたしましたところ、新設で6億円、架け替えとなりますので、撤去も出てきます。撤去に関しては7億円、合わせて13億円かかるとのお話でした。

以上でございます。

○議長(真船正晃君) 4番鈴木昭司君の再質疑を許します。

○4番(鈴木昭司君) 再質疑のほうしていきます。

13億円という多額の費用がかかるということで、これ例えばなんですけれども、この橋梁補修工事行った場合は今後どのぐらい持つのかだけ教えてください。

○議長(真船正晃君) 産業建設部長。

○産業建設部長(相川 晃君) お答えをいたします。

長寿命化措置を図ることによって、最低でも20年、一般的には20年から30年と言われております。

以上です。

○議長(真船正晃君) 4番鈴木昭司君。

○4番(鈴木昭司君) 承知いたしました。

質疑を終わります。

○議長(真船正晃君) そのほか質疑ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより電子採決を行います。

議案第65号「社会資本整備総合交付金事業令和8年度施工大清水橋橋梁補修工事
請負契約について」、本案に対し表決を求めます。

（賛成全員）

○議長（真船正晃君） 賛成全員であります。
よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、追加日程第1、議案第66号についてであります。こ
こで真船貞君より議案第66号については、自分に関する案件でありますので、退席
したいという申出がありましたので、これを許可します。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休憩いたします。
〔副村長 真船 貞君退場〕

（午後2時45分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午後2時46分）

○議長（真船正晃君） それでは、追加日程第1、議案第66号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより電子採決を行います。

議案第66号「西郷村副村長の選任について」、本案に対し表決を求めます。

（賛成全員）

○議長（真船正晃君） 賛成全員であります。
よって、議案第66号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（真船正晃君） 暫時休憩いたします。
〔副村長 真船 貞君入場〕

（午後2時47分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

(午後 2 時 5 0 分)

○議長（真船正晃君） 真船貞君が着席いたしました。

◎議案第 6 7 号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、追加日程第 2、議案第 6 7 号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより電子採決を行います。

議案第 6 7 号「西郷村監査委員の選任について」、本案に対し表決を求めます。

（賛成全員）

○議長（真船正晃君） 賛成全員であります。

よって、議案第 6 7 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎発議第 2 号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、追加日程第 3、発議第 2 号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより電子採決を行います。

発議第 2 号「県道白河羽鳥線と村道 5 1 8 9 号の交差点に信号機設置を要望する意見書の提出について」、本案に対し表決を求めます。

（賛成全員）

○議長（真船正晃君） 賛成全員であります。

よって、発議第 2 号は原案のとおり可決されました。

◎請願・陳情に対する委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、日程第 2 4、請願・陳情に対する委員長報告であります。

はじめに、請願第 1 号に対する文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、鈴木修君。

○文教厚生常任委員会委員長（鈴木 修君） 6 番、文教厚生常任委員長、審査報告をいたします。

本定例会において文教厚生常任委員会に付託されました請願 1 件につきましては、6 月 4 日、本会議終了後、委員会室 1 におきまして、全員出席の下、委員会を開催し審査したところであります。

厳正なる審査の結果、請願第 1 号「「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出について」につきまして

は、採択すべきものと決しました。

以上のとおり、ご報告いたします。

○議長（真船正晃君） 請願第1号に対する委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより電子採決を行います。

請願第1号「「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出について」、このことに対する委員長報告は採択すべきものであります。

委員長報告のとおり決定することに対して表決を求めます。

（賛成全員）

○議長（真船正晃君） 賛成全員であります。

よって、請願第1号は採択することと決定いたしました。

続きまして、陳情第3号について委員長の報告を求めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

それでは、報告を求めます。

総務常任委員会委員長、鈴木勝久君。

○総務常任委員会委員長（鈴木勝久君） 11番、総務常任委員長、審査報告いたします。

本定例会において総務常任委員会に付託されました陳情1件につきましては、6月4日、本会議終了後、委員会室1におきまして、全員出席の下、委員会を開催し審査をしたところでございます。

厳正なる審査の結果、陳情第3号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書」につきましては、採択すべきものと決しました。

以上のとおり、ご報告いたします。

○議長（真船正晃君） 委員長の報告が終わりました。

質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより電子採決を行います。

陳情第3号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書」、このことに対する委員長報告は採択すべきものであります。

委員長報告のとおり決定することに対して、本案に対し表決を求めます。

（賛成全員）

○議長（真船正晃君） 賛成全員であります。

よって、陳情第3号は採択することと決定いたしました。

◎追加日程の議決

○議長（真船正晃君） ここで発議2件が追加提案されました。

議長において日程に追加し、直ちに議案を上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 議案書を配付しますので、暫時休議いたします。

（午後2時58分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） それでは、再開いたします。

（午後2時59分）

○議長（真船正晃君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 配付漏れなしと認めます。

◎追加議案の上程（発議第3号及び発議第4号）

追加提案されました発議2件につきましては、日程第24の次に追加日程第4、発議第3号、追加日程第5、発議第4号とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

◎提案理由の説明

○議長（真船正晃君） ただいま日程に追加されました発議第3号、発議第4号は先ほど採択されました請願第1号、陳情第3号の採択に伴う意見書の提出でありますので、趣旨説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

◎発議第3号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） それでは、これより発議第3号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより電子採決を行います。

発議第3号「「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出について」、本案に対し表決を求めます。

（賛成全員）

○議長（真船正晃君） 賛成全員であります。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎発議第4号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） 続いて、発議第4号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより電子採決を行います。

発議第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について」、本案に対し表決を求めます。

（賛成全員）

○議長（真船正晃君） 賛成全員であります。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中における継続調査の結果について

○議長（真船正晃君） 次に、日程第25、「閉会中における継続調査の結果について」であります。

このことについて、議会運営委員会委員長より、別添のとおり調査報告がありました。つきましては、本報告書の写しの配付をもって委員長報告といたしますので、ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

◎各委員会の閉会中の所管及び所掌事務調査の件

○議長（真船正晃君） 次に、日程第26から日程第30までの各委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

お手元に配付したとおり、各委員長から会議規則第75号の規定により、所管並びに所掌事務調査及び付託事件について、閉会中の継続調査の申出がございました。

おはかりいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに賛成議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成全員）

○議長（真船正晃君） 賛成全員であります。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議の宣告

○議長（真船正晃君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、本会議中、誤読などによる字句、数字、その他、整理を要するものにつきましては、議長に一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。

よって、議長に一任をいただき、会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（真船正晃君） これをもちまして、令和８年第２回西郷村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後３時０３分）

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

西郷村議会 議 長 真 船 正 晃

署名議員 真 船 正 康

署名議員 鈴 木 勝 久